

○国立研究開発法人水産研究・教育機構標本管理実施
要領

平成26年 3月28日付け25水研本第60325002号
 改正 平成27年 4月 1日付け26水研本第70325001号
 改正 平成28年 4月 1日付け28水機本第80401014号
 改正 平成30年 4月 1日付け29水機本第00328014号
 改正 令和 2年 7月20日付け 2水機本第20071502号
 改正 令和 3年 3月29日付け 2水機本第20071502号

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人水産研究・教育機構標本管理規程(22水研本第30317002号。以下「規程」という。)に基づき、標本管理の手續等について定める。

(対象標本及び標本コレクションの詳細)

第2条 規程第2条の2第2項に規定する標本コレクションの詳細は、次のとおりとする。

標本コレクション名	対象標本	略称	英文表記
水産研究・教育機構動物プランクトン標本コレクション	動物プランクトン	動物プランクトンコレクション	Zooplankton Sample Collection of Japan Fisheries Research and Education Agency (コード名: ZP-FRA)
水産研究・教育機構魚類標本コレクション	魚類	魚類コレクション	Fish Specimens Collection of Japan Fisheries Research and Education Agency (コード名: SNFR)
水産研究・教育機構魚類卵稚仔標本コレクション	魚類卵稚仔	卵稚仔コレクション	Egg and Larval Sample Collection of Japan Fisheries Research and Education Agency (コード名: EL-FRA)

(標本管理責任者)

第3条 規程第4条に規定する標本管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、次のとおりとする。

標本コレクション名	標本管理責任者

動物プランクトンコレクション	水産資源研究所 海洋環境副部長
魚類コレクション	水産技術研究所 企画調整部門長
卵稚仔コレクション	水産資源研究所 浮魚資源部長

- 2 標本管理責任者は、標本管理実務担当者を指名し、その事務の一部を行わせることができるものとする。

(標本の管理)

第4条 管理責任者は、標本の管理に際し、標本に登録番号を付し、標準和名、学名、科名、採集場所、採集年月日等の情報をデータベースに記録整理するものとする。

- 2 魚類コレクションのうち、DNA用組織片にはそれを採取した標本に登録番号及び種名を明記したラベルを付し、デジタル画像には標本に登録番号をファイル名に与え、それぞれ元の標本との対応を明確にするものとする。

(標本の利用)

第5条 標本を利用する者（以下「利用者」という。）は、次条の規定により貸与を受ける場合を除き、次に掲げる場所で標本を利用することとし、文書（様式任意、メール可）又は口頭で管理責任者の許可を得た上で、専用の台帳に所定の事項（利用者の氏名、所属、利用する標本の種類、登録番号、返却日等）を記載するものとする。

(1) 動物プランクトンコレクション

- ア 塩釜庁舎 解剖室
- イ 塩釜庁舎 プランクトン稚仔魚等実験室

(2) 魚類コレクション

- ア 長崎庁舎 標本検索室
- イ 長崎庁舎 標本作製室
- ウ 長崎庁舎 光学機器室

(3) 卵稚仔コレクション

- ア 横浜庁舎 実験室等

- 2 管理責任者は、利用者が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の職員以外の者である場合、標本を管理する庁舎に係る施設利用の手続を行うものとする。
- 3 学生等が標本の利用を希望する場合、当該者を指導する教職員等を利用者とする。

(標本の貸与)

第6条 管理責任者は、研究・教育機関（大学・博物館・水産関係研究機関等）に所属する者が、標本を研究又は教育の目的で利用しようとするときは、当該標本を貸与することができる。ただし、水産庁等の委託事業等で採集された標本については、貸与の可否について、事前に委託元と協議するものとする。

- る。
- 2 標本の貸与を受けようとする者は、標本貸与申請書（様式第1号）を管理責任者に提出するものとする。
 - 3 水族館における展示など視聴覚素材としての貸出については、国立研究開発法人水産研究・教育機構視聴覚素材貸出等取扱規程（15水研第1229号）によるものとする。
 - 4 管理責任者は、貸与の可否を判断し、貸与可能な場合、次の手順で貸与手続きを行う。
 - （1）専用の台帳に、年月日、貸与番号、氏名、所属、期限等の項目を記入する。
 - （2）標本送り状（様式第2号）を3部（貸与元控、標本受領書、利用者控）発行する。貸与元控を管理責任者が保管し、標本受領書及び利用者控を標本とともに利用者に送付する。
 - （3）標本を受け取った利用者は、送付された標本と送り状に記載された標本の明細に相違がないか確認した上で、標本受領書にサインし、管理責任者に返送する。利用者控えは利用者が保管する。
 - （4）管理責任者は、返送された標本受領書を保管する。
 - 5 利用者は、標本の解剖・染色など標本の状態を変化させる処理を希望する場合、標本貸与申請書の所定欄にその旨を記入して許可を求めるものとする。管理責任者は、処理を許可する場合、送り状にその旨を記載する。
 - 6 標本の貸与期間は1年以内とする。ただし、利用者は貸与期間の延長を文書（様式任意、メール可）により申請することができる。延長期間は1年以内とする。利用者が貸与期間の再度の延長を希望する場合は、初回の延長時に準じ、申請するものとする。
 - 7 魚類コレクションのうち、DNA用組織片及びデジタル画像については、返却を求めない。ただし、用途は標本貸与申請書に記載した目的に限定し、利用者が他の目的で利用しようとするときは、再度、標本貸与申請書を提出するものとする。

（標本の贈与）

- 第7条 機構所蔵標本の贈与については、前条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。
- 2 管理責任者は、標本を贈与しようとするときは、あらかじめ所属する研究所の長に標本の贈与承認願（様式第3号）を提出し、その承認を受けるものとする。

（成果の公表）

- 第8条 利用者は、当該標本に基づく成果を原著論文や書籍など出版物に発表する場合、機構名及び標本コレクション名を出版物中に明記するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、当該標本に受託標本が含まれるときは、委

託者（事業の委託元機関又は標本を委託した者）の許可を得るものとし、出版物中でのその旨の表し方は委託者の指示に従う。

- 3 利用者は、第1項に規定する発表を行ったときは、当該出版物又はその複写を1部、管理責任者に提出するものとする。
- 4 利用者が機構職員以外の者であるときは、貸与前と成果公表前に、成果物の公表における共著者について管理責任者と協議し、その取り決め内容を文書化（様式任意、メール可）して双方が保持し、これに従うものとする。

（標本の寄贈の受入れ）

第9条 機構に標本を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、標本の寄贈申込書（様式第4号）を管理責任者に提出するものとする。ただし、寄贈者が自然史系博物館など標本コレクションを保有する研究機関である場合にあつては、寄贈者が発行する寄贈標本の明細を記録した書類（送り状等）をもって標本の寄贈申込書に代えることができる。

（標本の委託管理）

第10条 機構に標本管理を委託しようとする者は、標本の管理委託申込書（様式第5号）を管理責任者に提出するものとする。ただし、研究の委託契約により収集した標本を受託する場合及び共同研究契約等に基づき受託する場合にあつては、当該委託契約書をもって標本の管理委託申込書に代えることができる。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401014号]

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年4月1日付け29水機本第00328014号]

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年7月20日付け2水機本第20071502号]

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日付け2水機本第20032302号]

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

申込日(年 月 日)
(Loan No.)水産研究・教育機構 動物プランクトン標本コレクション 魚類標本コレクション 魚類稚仔魚標本コレクション
(該当するものにチェック。ただし、申請コレクションごとに作成のこと)

標本貸与申請書

借用者

区分	<input type="checkbox"/> 水産研究・教育機構職員 <input type="checkbox"/> 左記以外 (該当する方にチェック)
氏名	(役職:)
所属	
所在地	〒 (電話: - -) (Fax: - -) (E-mail:)

学生等の情報

学生等(下記に該当者の情報を記入)が標本を利用する場合、借用者は指導教員等です。

氏名	
所属	
課程	<input type="checkbox"/> 博士 <input type="checkbox"/> 修士 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> その他() ※該当するものにチェック
所在地	〒 - (電話: - -) (Fax: - -) (E-mail:)

目的・希望標本等

材料名	(魚類標本コレクションの場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 標本 <input type="checkbox"/> DNA用組織片 <input type="checkbox"/> デジタル画像 ※該当するものにチェック(複数可)
方法	<input type="checkbox"/> 外部形態・X線 <input type="checkbox"/> 解剖 <input type="checkbox"/> 染色 <input type="checkbox"/> 透明化 <input type="checkbox"/> DNA解析 <input type="checkbox"/> プレゼンテーション(画像) <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 () ※該当するものにチェック(複数可)
目的(具体的に)	1

詳細情報(分類群名・登録番号など)

--

別添リスト参照(ある場合はチェック)利用に際し、水産研究・教育機構標本管理実施要領に同意します。
(自署:)

利用者各位

- 貸与期間は1年です(延長申請可能)。
- 学生等の利用には、指導教員等が利用標本の適切な管理と期限内の返却に責任を持つものとします。
- 上記に記載した目的にのみ利用できるものとし、目的に変更が生じた場合は、再度申請してください。
- 借用標本等に基づく成果を出版物に発表する場合、機構名及び標本コレクション名を出版物中に明記して下さい。
また、出版物又はその複写を1部、申請先にお送り下さい(書籍の場合、書誌情報と該当箇所複写)。
- 標本は、着払いでお送りします。

※本様式に記入の上、コレクションの管理者の所属する組織を選択し、下記の該当部署に郵送・FAXまた又は電子メール(PDF)でお送り下さい。

(動物プランクトンコレクションの場合の送付先)

〒985-0001 宮城県塩釜市新浜町3-27-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部
Fax:022-367-1250;E-mail:ZP-FRA@ml.affrc.go.jp

(魚類コレクションの場合の送付先)

〒851-2213 長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 企画調整部門 標本管理室
Fax:095-850-7767;E-mail:snf-hyouhon@ml.affrc.go.jp

(卵稚仔コレクションの場合の送付先)

〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 水産資源研究センター 浮魚資源部
Fax:045-788-5001;E-mail:ELC-FRA@ml.affrc.go.jp

(※動物プランクトンコレクションの場合)

様式第2号 (第6条第4項関係)

(of 3)

Marine Environment Division, Fisheries
Stock Assessment Center, Fisheries Resources Institute
Japan Fisheries Research and Education Agency
3-27-5 Shinhama-cho, Shiogama, Miyagi Pref., 985-0001, Japan

標本送り状 INVOICE OF SPECIMENS

Day/Mon/Year

Loan No.

所在地 Address :

所属 Affiliation :

氏名 Name : 様

Tel: ***-**-***; FAX: ***-**-***; E-mail:*****@*****

明細 Detail

保存液 Preservation:

条件 This material is sent as a:

貸与 loan (貸与期限 Return by: Day /Mon/Year) 寄贈 gift

DNA用組織片 Tissue for DNA デジタル画像 Digital picture

備考 Remarks :

担当者 :

〒985-0001 宮城県塩釜市新浜町3-27-5

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 水産資源研究センター 海洋環境部

Tel: 022-365-1191; Fax: 022-367-1250; E-mail:ZP-FRA@ml.affrc.go.jp

貸与元控え Original 標本受領書 (署名後返送) Sign and return this copy 利用者控え Keep this copy for your record.

署名 Signature () ; 日付 Date (/ /)

(※魚類コレクションの場合)

様式第2号 (第6条第4項関係)

(of 3)

**Aquatic Organisms Collection Management Office,
Planning and Coordination Department,
Fisheries Technology Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency
1551-8 Taira-machi, Nagasaki-shi, Nagasaki Pref., 851-2213, Japan**

標本送り状 INVOICE OF SPECIMENS

Day/Mon/Year

Loan No.

所在地 Address :

所属 Affiliation :

氏名 Name : 様

Tel: ***-**-***; FAX: ***-**-***; E-mail:*****@*****

明細 Detail

保存液 Preservation:

条件 This material is sent as a:

貸与 loan (貸与期限 Return by: Day /Mon/Year) 寄贈 gift

DNA用組織片 Tissue for DNA デジタル画像 Digital picture

備考 Remarks :

担当者 :

〒851-2213 長崎市多以良町1551-8

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産技術研究所 企画調整部門 標本管理室

Tel: 095-860-1600; Fax: 095-850-7767; E-mail:snf-hyouthon@ml.affrc.go.jp

貸与元控え Original 標本受領書 (署名後返送) Sign and return this copy 利用者控え Keep this copy for your record.

署名 Signature () ; 日付 Date (/ /)

(※卵稚仔コレクションの場合)

様式第2号 (第6条第4項関係)

(of 3)

**Pelagic Fish Resources Division,
Fisheries Stock Assessment Center,
Fisheries Resources Institute,
Japan Fisheries Research and Education Agency
2-12-4 Fukuura, Kanazawa, Yokohama, Kanagawa Pref., 236-8648, Japan**

標本送り状 INVOICE OF SPECIMENS

Day/Mon/Year

Loan No.

所在地 Address :

所属 Affiliation :

氏名 Name : 様

Tel: - - ; FAX: - - ; E-mail: _____@_____

明細 Detail

保存液 Preservation:

条件 This material is sent as a:

貸与 loan (貸与期限 Return by: Day /Mon/Year)

備考 Remarks :

担当者 :

〒236-8648 神奈川県 横浜市 金沢区 福浦 2-12-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 水産資源研究センター 浮魚資源部

Tel. : 045-788-7615; Fax: 045-788-5001; E-mail: ELC-FRA@ml.affrc.go.jp

貸与元控え Original 標本受領書 (署名後返送) Sign and return this copy 利用者控え Keep this copy for your record.

署名 Signature () ; 日付 Date (/ /)

様式第3号（第7条関係）

（枚数自由）

標本の贈与承認願

年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

〇〇研究所長 殿

（〇〇コレクション管理責任者）

職 名

氏 名

下記標本を贈与したいので承認願います。

記

- 1 標本の種類
- 2 贈与先
- 3 贈与理由
- 4 その他参考事項

様式第4号（第9条関係）

標本の寄贈申込書

下記の標本を国立研究開発法人水産研究・教育機構（動物プランクトン標本コレクション・魚類標本コレクション・魚類卵稚仔標本コレクション）に寄贈します（該当コレクションに○を付して下さい）。

標本明細

別添リストに記載（該当する場合はチェック）

種名等	数量

寄贈後、標本の所有権は国立研究開発法人水産研究・教育機構に帰属し、当該標本に関わる一切の権利を同機構に譲渡することに同意します。

国立研究開発法人水産研究・教育機構 殿

年 月 日

機関・法人の名称
住 所
氏 名

様式第5号（第10条関係）

標本の管理委託申込書

下記の標本を国立研究開発法人水産研究・教育機構（動物プランクトン標本コレクション・魚類標本コレクション・魚類卵稚仔標本コレクション）として管理することを委託します（該当コレクションに○を付して下さい）。

標本明細

別添リストに記載（該当する場合はチェック）

種名等	数量

本委託にあたり、貴機構標本管理規程及び実施要領に従うことを承諾します。

国立研究開発法人水産研究・教育機構 殿

年 月 日

機関・法人の名称
住 所
氏 名